

宇陀市監査委員告示第19号

令和5年度財政援助団体監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和 6年 3月29日

宇陀市監査委員 籠谷 順 司

宇陀市監査委員 井谷 憲 司

1 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体の監査

2 監査の対象

- (1) 対象団体 宇陀商工会
- (2) 対象事務 宇陀商工会における宇陀市からの財政援助（宇陀市商工会補助金）に係る出納その他の事務で、主として令和3年度及び令和4年度執行の事務
- (3) 所管課 農林商工部商工産業課

3 監査の期間

令和6年2月20日から令和6年3月28日まで

4 監査の方法

監査は、宇陀商工会に対し、令和3年度及び令和4年度の財務に関する書類の提出を求め、出納その他の事務が適正に行われているか、また事務事業が補助の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかについて、事業報告書、財務諸表等関係書類の調査とともに、関係職員に対する質疑等の方法により実施した。

5 宇陀商工会の概要

(1) 設立

平成20年4月1日に大宇陀商工会、菟田野商工会、榛原商工会、室生商工会、曾爾村商工会及び御杖村商工会の合併により設立された商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく法人である。

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(3) 事務所の所在地

宇陀商工会の主たる事務所及び従たる事務所の所在地は、第1表のとおりである。

【第1表】 宇陀商工会の事務所所在地

事務所	本所	宇陀市榛原萩原 160 番地の 1
	支所	宇陀市菟田野松井 502 番地【菟田野支所】
		宇陀市大字陀中新 1952 番地の 2【大字陀支所】
		宇陀市室生大野 1637 番地【室生支所】
		宇陀郡曾爾村長野 25 番地の 1【曾爾支所】
		宇陀郡御杖村菅野 368 番地【御杖支所】

(4) 組織

令和5年3月31日現在の会員及び役員等の状況は、第2表のとおりである。

【第2表】

名称	人数 (人)	備考
会員	742	
役員	30	会長1人、副会長2人、理事25人、監事2人
総代	100	
事務局	11	事務局長1人、広域経営指導員2人、経営指導員5人、経営支援員3人

(2) 主な事業

1. 会員ニーズの把握と計画的巡回による相談及び支援、指導
2. 金融及び信用保証、税務、経理、経営、労務の相談指導並びに斡旋
3. 小企業等経営改善資金に関すること
4. 記帳機械化（ネットde記帳）の促進
5. 経営革新支援事業
6. 創業支援事業
7. 技術の改善、工業所有権、商取引等に関する相談、指導
8. 社会保険等の事務代行
9. 講習会、講演会、役員研修会の開催
10. 青年部・女性部及び各種部会に関する育成事業
11. 各種共済制度の積極的推進
12. 地域経済の活性化事業
13. IT利用による情報提供

(6) 宇陀市との関係

商工業の振興を図るため、商工業の総合的な改善発達に寄与することを目

的として商工会法第11条に規定する事業を行う宇陀商工会に対して、宇陀市商工会補助金として1,040万円を令和3年度及び令和4年度にそれぞれ交付している。

また、主たる事務所として宇陀商工会は土地を、菟田野支所及び室生支所の事務所として、菟田野農林センター及び宇陀市室生振興センターの一室を貸与しており、光熱水費を除き使用料は免除している。

(7) 収支の状況

宇陀商工会の令和3年度及び令和4年度の収支状況は、第3表のとおりである。

【第3表】 収支決算書の推移 (単位：円)

科目		令和3年度	令和4年度	備考
収入の部	補助金等収入	62,769,053	63,358,583	
	県補助金	1,070,000	1,070,000	産業施策・オンライン通信推進事業
	県連交付金	46,590,977	46,389,843	小規模事業経営支援事業費補助金
	市・村補助金 (うち宇陀市補助金)	12,750,000 (10,400,000)	12,750,000 (10,400,000)	宇陀市・曾爾村・御杖村
	全国連補助金	2,358,076	3,148,740	伴走型小規模事業者支援推進事業
	会費手数料等収入	30,000,664	30,807,480	会費、特別会計繰入金(労働保険事務組合特別会計)、手数料(記帳指導手数料等)、雑収入(加入金等)等
	受託料収入	729,690	926,040	新型コロナウイルス経営体制相談事業等
	前期繰越収支差額	854,599	949,161	
	収入合計	94,354,006	96,041,264	
支出の部	経営支援事業指導職員設置費	56,935,986	57,583,186	俸給、期末手当、福利厚生費等
	経営支援事業指導事業費	10,681,467	11,323,129	指導環境推進費(事務局長設置費)、伴走型小規模事業者支援推進事業費
	政策推進事業費	2,189,926	2,539,392	経営支援連携指導事業(講演会開催)・施策普及等
	地域総合振興事業費	4,552,937	5,221,681	地域活性化対策費、総合振興費、青年部・女性部対策費、情報対策費等
	受託事業費	716,637	948,537	県連合会事業受託推進料(新型コロナウイルス経営体制相談事業等)・市受託推進事業料(宇陀市創業セミナー)
	管理費	9,467,392	10,078,258	事務費、家屋費(本所・支所家屋関連費)、負担金(連合会会費等)、会議費等
	資産取得費	60,500	404,800	器具備品支出(シュレダール・パソコン2台)
	資産維持管理費	8,800,000	7,000,000	
次期繰越収支差額	949,161	942,281		
支出合計	94,354,006	96,041,264		

6 監査の結果

宇陀商工会の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められた。また、所管課における補助金の交付事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、監査における意見は次のとおりである。

(1) 宇陀商工会に関する意見

新型コロナウイルス感染症の影響や、人口減少及び高齢化に伴う後継者不足問題等により、廃業が増加し、令和5年12月に実施されたアンケート結果では、5年以内に廃業の可能性があると答えた会員が100件超となっている。地域の商工業が活性化するためには、地域の社会経済を支える商工業の総合的な改善発達を図る商工会の役割は重要である。

こうした中、令和5年3月末の会員数は、前年に比べて3名減少した。少子高齢化による人材不足が深刻であり、後継者不足による廃業により、自主財源である会費手数料等収入は、前年に比べて7万円減少となっている。財政基盤の強化のためにも会員数の確保、廃業に至らない対策が課題となっている。

このような状況を打開すべく伴走型支援事業を柱に、小規模事業者持続化補助金の申請支援など経営支援事業を中心に取り組まれているが、効率的な事務事業を推進するためにも特定の事業者に対しての事業とならないよう、また、後継者の育成において県事業承継・引継ぎ支援センターとも連携し、それぞれの店舗にあった支援のマッチングを進めていただきたい。

さらに、商工業に観光及び農業を含めた産業振興についても、地域に密着した事業を引き続き展開し、地域経済の活性化を図られることを望む。

(2) 所管課に関する意見

商工産業課においては、宇陀市商工会補助金交付要綱第4条において「補助金の額は、当該補助対象事業費の2分の1以内の額にする。」となっている。商工会からの補助金交付申請書には対象事業名の記載はあるものの、事業ごとの金額記載がない。つまり、補助対象事業費の合計金額が把握できていない状況であるにも関わらず1,040万円の補助金を交付している。補助金の積算根拠を明確にされたい。

交付にあたっては貴重な財源の有効活用を図る意味からも、過去の経緯を踏襲するのではなく、補助事業の実情を把握するとともに、効果の検証に努め、補助金が公正かつ効果的に使用されるよう努められたい。

また、宇陀市における商工会が、地域経済の活性化を図る上で重要な役割を今後も果たしてもらうためにも、市としての目的や役割を再度認識し、商工会との連携を今まで以上に図り、必要な支援など実施されたい。